

合併処理浄化槽をご利用の皆様へ（お願い）

きれいな水のためには、合併処理浄化槽の適正な維持管理が必要です。

～浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を処理する施設なので、

微生物を活発に活用できるような環境を保つために定期的な保守点検・清掃が必要です～

市営浄化槽事業に参加しませんか？

市営浄化槽事業では、法律に定められた「保守点検・清掃・法定検査」を市上下水道局が行います。

浄化槽に関する3つの義務



- 保守点検**
- 清 掃**
- 法定検査**



平成 22 年 4 月から、浄化槽区域の合併処理浄化槽を市上下水道局が設置・維持管理する「市営浄化槽事業」が始まったんですって。私の家の浄化槽は、どうしたらいいか聞いてみよう。

浄化槽管理者には、水環境を守るために、次の3つの義務があります。

1. 保守点検 浄化槽本体の機器の調整や薬剤の補充などを行います。（浄化槽法 第八条）
2. 清 掃 浄化槽内の汚泥の引き出し、装置の洗浄などを行います。（浄化槽法 第九条）
3. 法定検査 浄化槽の稼動状況や放流水の水質検査などを行います。（浄化槽法 第七条・第十一条）

市営浄化槽事業について ～あなたの浄化槽を市上下水道局にお譲りください～

市営浄化槽事業のメリットは？

○維持管理費が軽減^{※2}されます。

★使用料

規 模	月額使用料 (消費税 10%込)
5人槽	2,619 円
6～7人槽	3,143 円
8～10人槽	4,191 円
11人槽以上	お問合せ下さい。

※ 使用料は、消費税率の変更などの際には変更となります。

※2 保守点検・清掃・法定検査の維持管理を個人で委託した場合との比較

○通常使用で発生する浄化槽本体の故障は、上下水道局が修理します。

○ポンプの部品交換・修理も上下水道局が行います。ただし、電気代は使用者の負担です。

※注 使用者の責による故障等の修理については、請求します。浄化槽は局の財産となります。大切に使用してください。

合併処理浄化槽を帰属(譲渡)するには？

○市全域(公共下水道・農業集落排水事業区域外)が対象。

○局に帰属(譲渡)の手続きが必要です(過去1年分の保守点検記録表・法定検査結果書)を用意してください。

○帰属には、条件があります(法定検査の結果など)。

○申請の日以降、帰属する前に浄化槽の清掃(申請者負担)が必要です。

○帰属後は、浄化槽の所有者(管理者)は佐賀市上下水道局となります。

○浄化槽本体の維持管理は、上下水道局が主体となって行います。保守点検・清掃・法定検査の維持管理を局が専門業者に委託して行います。

○人槽に応じて使用料を局にお支払いください(左表参照)。

市営浄化槽事業についての詳しい説明は、

佐賀市上下水道局 給排水設備課

浄化槽係まで TEL0952-34-5047

「チラシを見た」とお気軽にお問合せください。